平成２５年（フ）第１７６号
沖縄県那覇市牧志２丁目22番36号　アパートまきしＡ―302
債務者　砂川　容子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第９５号
岐阜県各務原市鵜沼台４丁目40番地
債務者　横山　絹子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１５５号
岐阜県美濃市上河和73番地
債務者　上野　順子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６４号
岐阜県羽島市福寿町平方430番地１　ヴィラコンフォース205号室
債務者　松尾　聖人
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３９号
神戸市長田区庄田町２丁目５番６号
債務者　清瀬　清美
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２号
山口県宇部市常盤台１丁目17番29号
債務者　横山　誠子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第７３号
佐賀県西松浦郡有田町立部乙2275番地５
債務者　浦　　愛
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別275番地の８
債務者　見鳥　純一
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２５年（フ）第４３号
宮城県大崎市古川中里６丁目４番30号、従前の住所宮城県大崎市古川師山字薬師30番地２
債務者　阿部　義則
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
三重県伊賀市緑ケ丘中町1586番地の１　カーサデコリーナ２Ｃ、前住所三重県伊賀市三田1741―９
債務者　中島　和人
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第３３１号
神戸市東灘区御影本町２丁目17番５―302号
債務者　田中久美子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９９号
兵庫県伊丹市西台１丁目７番８―301号
債務者　内山　憲子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２８号
愛媛県今治市泉川町２丁目１番54号　三好義一様方、前住所愛媛県今治市八町西５丁目１番51号　本郷ハイツ407
債務者　山﨑　照子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第６５号
佐賀県西松浦郡有田町南原丁1143番地６
債務者　橋本　拓也
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７２号
佐賀県伊万里市脇田町342番地10
債務者　坂取　弘司
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７５号
長崎県長崎市葉山１丁目７番８―402号
債務者　山口　　哲
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６２号
大分市大字豊饒252番地の１　ファミール豊饒Ｂ402
債務者　篠田　恭佑
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係